

東京都消費生活基本計画

- 「**消費者の視点**」に立って、施策を推進していくための**基本指針**
- 計画期間：平成30年度からの**5年間**
- 主な取組：
 - ・悪質事業者の取締り強化
 - ・エシカル消費の理解の促進
 - ・成年年齢引下げを見据えた消費者教育の充実

○消費生活に役立つ情報も掲載

- ・四コマ漫画・イラストを活用した注意喚起情報
- ・クーリング・オフの解説
- ・消費者ホットライン(188)のステッカーの貼付

○QRコードの活用

高齢者

高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者に対する注意喚起・普及啓発を行うほか、区市町村における見守りネットワークの構築や見守り人材の育成など、高齢者を見守る体制の整備を進めます。

高齢者の消費者被害を防止する見守りネットワークの構築促進

区市町村における高齢者の消費者被害を防止する見守りネットワークの構築を促進するため、高齢消費者の見守り体制の充実を目指す区市町村を対象に、高齢消費者見守り推進モデル事業を実施するなど、区市町村の取組を支援します。

消費者被害を防止する見守り人材の育成

ケアマネジャー、ホームヘルパーなどの介護事業者、民生委員・児童委員、医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブのほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者など、高齢者を見守る方々を対象に、悪質商法の特徴、被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて出前講座を実施します。

高齢者見守り人材向け出前講座



民間事業者等と連携した注意喚起

高齢者の消費者被害を防止するため、宅配業務等で直接消費者の自宅を訪問する事業者が、悪質商法被害に関する注意喚起情報(リーフレット)を高齢者や高齢者を見守る方に声かけをしながら手渡しすることで、心に届く注意喚起を行います。

悪質商法被害防止キャンペーン

高齢者の消費者被害の未然・拡大防止を図るため、関東甲信越ブロック都9県6政令指定都市及び国民生活センターと共同で、9月を「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間」として、様々な啓発事業を実施します。

悪質なりフォーム工事



「近所で屋根工事をしているが、お宅の屋根瓦がずれているのが見えたので、サービスで点検する。」と言って、屋根を点検し、「屋根が傷んでいて、このままでは雨漏りする」、「すぐに工事が必要」等と不安をおおひ、不必要な工事の契約を迫るトラブルが発生しています。

これだけは覚えておこう!

- 1 契約を急がされても、その場ですぐに契約せず、消費生活センターに相談したり、複数の業者から見積もりを取るなど、慎重に検討しましょう。
- 2 トラブルの未然防止・早期発見のためには、周囲の方の見守りや声掛けが必要です。不審な工事等に気づいたら、すぐに本人に事情を確認しましょう。
- 3 突然訪問してきた事業者と契約した場合、契約書を選された日から8日間はクーリング・オフができます。



稲田橋四コマ劇場(シニア世代向け)



<三択クイズ(中学生向け)の答え> ③